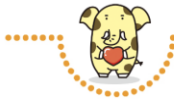


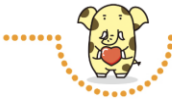
## 資料編

### 歴史年表（史跡指定まで）

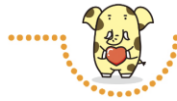
和暦	西暦	月	事象
文禄元年	1592		松平右衛門大夫正綱、徳川家康の側近として仕える。
慶長元年	1596		松平信綱、関東郡代伊奈備前守忠治の陣屋にて誕生。父は羽生代官大河内金兵衛久綱。
慶長6年	1601		松平信綱、松平右衛門大夫正綱の養子となる。
慶長9年	1604		松平信綱、竹千代の側小姓となる。
元和9年	1623		松平信綱、伊豆守を賜る。
寛永8年	1631		小島助左衛門、松平信綱の家臣となる。
寛永9年	1632		松平信綱、老中並となる。
寛永10年	1633		松平信綱、忍城主となる。
寛永11年	1634		松平信綱、若年寄となる。
寛永14年	1637		松平信綱、島原の乱（島原・天草一揆）鎮定のため派遣される。
寛永14年	1637		幕府代官能勢熊四郎右衛門頼安、松平信綱の糧方として島原に赴く。
寛永16年	1639		松平信綱、川越城主となる。
正保元年	1644		安松金右衛門吉実、能勢熊四郎右衛門頼安の紹介により松平信綱に仕える。
正保元年	1644		安松金右衛門吉実、新河岸川の舟運に着手。
正保4年	1647		松平信綱1万5千石の加増。
慶安元年	1648		川越藩総検地を実施。
承応元年	1652		玉川上水開削の計画、松平信綱総奉行となる。工事奉行は、関東郡代伊奈忠治。
承応2年	1653	正月	玉川上水、起工。
承応2年	1653		野火止に農家54、55軒が移住。（榎本弥左衛門「萬之覚」）
承応3年	1654	4月	玉川上水、完成。
承応4年	1655	2月	10日、野火止用水を掘り始める。（榎本弥左衛門「萬之覚」）
承応4年	1655	3月	20日、野火止用水を掘り終わる。（榎本弥左衛門「萬之覚」）
明暦2年	1656		菅沢に武蔵国橘樹郡六郷領菅沢村の農夫11人移住。（菅沢新田）
明暦2年	1656		野火止新田の検地を行う。



和暦	西暦	月	事象
寛文元年	1661		野火止新田を検地し、村高を決定する。「野火止村東下屋敷検地帳」に平林寺塔頭・聯芳軒がある。
寛文2年	1662		松平信綱没す（67歳）。岩槻平林寺に葬られる。 この頃、野火止村・菅沢村・北野村・西堀村が成立する。
寛文2年	1662		代官岡部忠直、家臣向井武左衛門、いろは樋を作る。（宗岡新田）
寛文3年	1663		松平輝綱、父の遺命により菩提寺である平林寺を野火止に移転。
貞享3年	1686	10月	27日、安松金右衛門没す。新宿大宗寺に葬る。
元禄7年	1694	正月	7日、川越城主松平信輝、古川城へ転封し、柳沢吉保7万2千石の城主となる。
元禄7年	1694		柳沢吉保、入間郡三富の開発に着手。
元禄8年	1695		松平輝貞、壬生城より移封し、高崎5万2千石の城主となる。
元禄15年	1702		大和田地区、大和田町・菅沢村・野火止村・北野村。片山地区、栗原村・野寺村・中沢村・石神村・十二天村・堀之内村・辻村・原ヶ谷戸村・下片山村・下中沢村。（元禄の改定絵図）
宝永元年	1704		柳沢吉保、甲府へ転封し、高崎城主松平輝貞、武蔵野国新座郡大和田町・野火止村・菅沢村・西堀村・北野村の5か村を拝領する。
正徳4年	1714		「上水記」の依拠となった三代目玉川の「書状」書かれる。
正徳6年	1716		菅沢村の起こりを記す、「正徳六年『草庵再造記』」。
宝暦元年	1751		入間郡南永井の名主、甘諸栽培を始める。
宝暦11年	1761		この頃から、用水沿いに水車が設置されるようになる。
天明8年	1788		用水沿いに回し堀を設けた7か所の水車が稼働していた。
寛政3年	1791		上水方奉行石野遠江守広通「上水記」を完成。
享和3年	1801	9月	老中松平信明が水道奉行佐藤長門守に諮問した調査書「玉川上水記発並野火止村引取口訳書」が完成。
文化元年	1804		野火止用水川浚の布達。（平林寺文書「野火止用水堀浚覚」）
文政11年	1828		「新編武蔵風土記」完成。
天保7年	1836		「江戸名所図会」完成。
慶応3年	1867	12月	平林寺本堂・庫裡焼失。
慶応4年	1868		府藩県の三治制。
明治4年	1871		廃藩置県。野火止村4か村は、高崎藩から高崎県、群馬県、入間県、熊谷県と変遷し、明治9年（1876）に埼玉県となる。

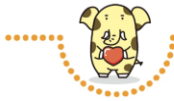


和暦	西暦	月	事象
明治4年	1871		野火止用水古絵図（市指定文化財）が描かれる。
明治22年	1889		野火止、西堀、菅沢、北野の4か村と、大和田町が合併し、大和田町となる。
明治36年	1903	5月	野火止用水使用組合の前身、「北足立郡大和田町外1町2ヶ村組合」が発足。（大和田町・志木町・宗岡村・内間木村）
明治39年	1906	5月	「北足立郡大和田町外1町2ヶ村用水組合」に名称変更。（大和田町・志木町・宗岡村・内間木村）
大正2年	1913	12月	「北足立郡大和田町外3ヶ町村用水組合」に名称変更。（大和田町・志木町・朝霞町・宗岡村）

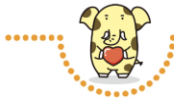


## 事業年表（史跡指定からの調査・復元など）

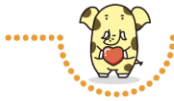
和暦年度	西暦年度	年月	事業
昭和18	1944	昭和19年 3月	「野火止用水」が史蹟に指定 「平林寺林泉境内」が史蹟名勝に指定
昭和24	1949	昭和24年 6月	菅沢・西分簡易水道創設（組合営）。 「史蹟名勝天然記念物の現状調査報告について 野火止用水 平林寺境内を流るる場所の外は排水路の如くして標識等なし」
昭和29	1955	昭和30年 3月	大和田町と片山村が合併し、新座町制施行
昭和29	1955	昭和30年 3月	「野火止用水使用組合」に名称変更。（新座町・志木町・朝霞町）
昭和30	1955	昭和30年 9月	大和田地区、簡易水道設立（第一次町営）。
昭和30	1955	昭和30年10月	埼玉県文化財保護条例の制定に伴い、野火止用水が県史跡に指定替えされる
昭和31	1956	昭和31年11月	松平信綱夫妻の墓、埼玉県の史跡に指定される。
昭和31	1956	昭和32年 3月	大和田地区、簡易水道給水開始。
昭和34	1959	昭和34年 8月	東京都久留米町中里地内の用水で水路敷境界の立会。野火止用水使用組合で田中町長も参加。1/200縮尺の図面あり。用水両岸に土揚げ敷があり、幅が「5 K」（5間＝9mか）とされている。
昭和34	1959	昭和35年 2月	野火止東・北野地区簡易水道設立（第二次町営）。
昭和35	1960	昭和36年 3月	野火止東・北野地区簡易水道給水開始。
昭和37	1962		水道道路完成。
昭和38	1963		新座町第一期拡張給水開始。
昭和39	1964	昭和39年 6月	新座市文化財保護条例の制定
昭和39	1964	昭和39年12月	新座市文化財保護審議委員会の設置
昭和41	1966		新座町第一期拡張工事完成。新座町第二期拡張工事認可。
昭和43	1968	昭和43年 5月	「平林寺境内林」が国天然記念物に指定
昭和45	1970	昭和45年11月	新座市制施行
昭和46	1971	昭和46年 7月	『にいくらごおり』創刊
昭和46	1971	昭和46年 8月	町内会から用水改修の請願
昭和46	1971	昭和47年 3月	『郷土史新座』刊行
昭和48	1973		東京都の水不足で、玉川上水からの分水停止。
昭和48		昭和48年 9月	東京都・埼玉県連絡会議で野火止用水整備を議論



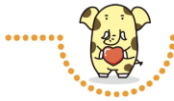
和暦年度	西暦年度	年月	事業
昭和48	1973	昭和49年 3月	『野火止用水文化財調査団報告書』 S48.12-S49.2に環境等の諸調査
昭和49	1974	昭和49年 6月	埼玉県・野火止用水使用組合の合同調査 『野火止用水周辺の植物』（田島 輝臣(中学教師)）
昭和49		昭和49年 9月	『野火止用水復原対策基本計画』を策定 野火止用水復原対策事業に着手
昭和49		昭和49年12月	東京都が野火止用水と周辺の緑地を歴史環境保全地域に 指定
昭和50		昭和51年 2月	試験通水：日量最大1万トン
昭和50	1975	昭和50年 8月	県教委通知「埼玉県指定史跡野火止用水の指定地域確認 について」。史跡の範囲が本流（都県境～川越街道）・ 平林寺堀（分岐点～市役所前）の7.2m幅となる。
昭和51	1976	昭和51年 5月	「睡足軒の森」が国天然記念物に追加指定
昭和51	1976		野火止用水平林寺堀第1地点を確認調査
昭和53	1978	昭和54年 2月	陣屋遺跡（野火止用水陣屋堀第1地点）を発掘調査（築 堤を断ち割り、道路整備）。
昭和53		昭和54年 3月	野火止用水復原対策事業の工事が終了
昭和54		昭和54年11月	東京都・埼玉県連絡会議で下水二次処理水問題を協議
昭和54		昭和54年12月	新座市長、県知事に自然水通水の要望書を提出
昭和55	1980	昭和55年 2月	野火止用水使用組合、県知事に自然水通水の要望書を提 出
昭和55	1980	昭和55年 4月	「旧大和田町役場保管文書近世文書群」を市有形文化財 （古文書）に指定
昭和55	1980	昭和56年 2月	橋梁等の調査
昭和55	1980	昭和56年 3月	県知事、市長・野火止用水使用組合に「基本的な考え 方」を示す
昭和56	1981	昭和56年10月	野火止用水保存対策について、市社会教育委員会議に諮 問
昭和56	1981	昭和57年 2月	野火止用水使用組合、県と都による下水処理水の通水の 覚書締結について協議し、承認する。東京都・埼玉県が 「下水二次処理水による清流復活について」覚書を締結
昭和56	1981	昭和57年 3月	新座市長・野火止用水使用組合、県知事へ「基本的な考 え方」の条件付き受け入れを回答
昭和57	1982	昭和57年 5月	試験通水：日量2万トン



和暦年度	西暦年度	年月	事業
昭和57	1982	昭和57年7月	「野火止用水保存対策について」市社会教育委員会議答申。市文化財保護審議委員会に「野火止用水保存対策について」諮問
昭和57	1982	昭和57年12月	市文化財保護審議委員会、「野火止用水保存対策について」答申
昭和57	1982	昭和58年2月	県教委通知「埼玉県指定史跡野火止用水保存対策について」回答。A・B・Cの3地区の区分とそれぞれの保存方針
昭和57	1982	昭和58年3月	埼玉県より野火止用水整備の方向が示される
昭和57	1982	昭和58年3月	「野火止新田開発関係資料」が県有形文化財（古文書）に指定
昭和58	1983	昭和58年8月	県知事と市長、「基本的な考え方」「施策の実現」についての覚書を締結
昭和58	1983	昭和59年3月	『新座市史 第1巻 自然・考古古代中世資料編』刊行
昭和58	1983	昭和59年3月	新座市建設部、『野火止用水清流対策調査報告書』を作成
昭和59	1984	昭和59年4月	市長から県教育長へ「用水路の整備方法について」協議
昭和59	1984	昭和59年5月	県教育長から市長へ「用水路の整備方法」が示される
昭和59	1984	昭和59年8月	整備方法について、埼玉県と合意。市、清流対策事業に着手
昭和59	1984		野火止用水本流第1地点を確認調査。（歩行者・自転車専用道路）
昭和59	1984	昭和59年9月	自然保護団体から、整備方法（蓋掛）反対の要望書が県・市あてに提出される
昭和59	1984	昭和59年10月	『野火止用水「橋」調査表』の作成
昭和59	1984	昭和60年3月	自然保護団体「野火止用水清流化」に関する陳情書を市議会に提出
昭和60	1985	昭和61年1月	県副知事と市助役、実施計画の確認書を取り交わす。新座市実施計画に基づき、清流対策事業に着手
昭和61	1986	昭和61年5月	『野火止用水橋梁等架設物所在確認調査』の作成
昭和61	1986	昭和61年7月	『橋梁等架設物所在分布地図・台帳』の作成
昭和62	1987	昭和63年3月	清流対策事業完了する
昭和62	1987	昭和62年9月	『新座市史 第5巻 通史編』刊行
昭和63	1988	昭和63年8月	「野火止用水平林寺堀の管理・保全に関する覚書」

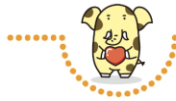


和暦年度	西暦年度	年月	事業
昭和63	1988		野火止用水平林寺堀第2地点を発掘調査する。(駐車場進入路拡幅)
昭和63	1988	平成元年3月	「旧菅沢村名主資料」を市有形文化財(歴史資料)に指定
昭和63	1988	平成元年3月	「正徳六年『草庵再造記』」を市有形文化財(古文書)に指定
平成元	1989	平成元年12月	『橋梁等架設物所在分布地図・台帳』の変更増補
平成2	1990	平成3年3月	『野火止用水沿いの植生調査報告』(後藤 繁)
平成4	1992	平成4年	野火止用水管理・活用計画の作成に着手
平成5・6	1993-1994		埼玉県による「ふるさと歩道整備事業」で野火止用水・平林寺にウォーキングコースを設定し、案内板や標柱を設置する
平成5	1993	平成5年10月	『野火止用水流域環境現況調査』
平成5	1993	平成5年11月	野火止用水管理・活用計画審議委員会の設置 同年度内に9回の会議
平成6	1994	平成6年10月	「野火止用水管理・活用計画審議委員会中間答申」。同年度内に4回の会議
平成6	1994	平成7年3月	『野火止用水管理・活用計画 ～野火止用水のあるまちづくり～』策定。「史跡野火止用水指定地域における現状変更に対するガイドライン」設定
平成7	1995	平成7年8月	野火止用水シンポジウム
平成8	1996		野火止用水動植物調査 野火止用水沿いの地域伝承調査
平成8	1996	平成8年8月	平成8年3月に調査した『野火止用水沿いの動植物概況調査報告』(巢瀬 司)
平成8	1996	平成9年3月	ふるさと座談会「私と野火止用水」(野火止用水管理・活用計画実施事業記録集)
平成9	1997	平成9年8月	30日、野火止用水クリーンキャンペーンを実施する
平成9	1997		野火止用水本流第2地点を発掘調査する。(新座駅南口第2区画整理事業)
平成8-9	1996-1997		『野火止用水形態確認調査』。本多緑道等の断面確認調査
平成9	1997	平成10年3月	文化財フォーラム ～用水端の集い～ 地域に広げよう 文化財ボランティア



和暦年度	西暦年度	年月	事業
平成9-10	1998-1999		ふるさとづくり事業で、野火止緑道の整備（H10.2現状変更許可）
平成11	1999	平成11年	新座中学校で野火止クリーンキャンペーンの開始
平成12-15	2000-2003		文化庁の文化的景観候補に野火止用水が選出
平成12	2000	平成13年3月	『新座市都市計画マスタープラン』策定
平成13	2001	平成14年3月	県「ふるさと歩道事業」で設置された案内板3基を生涯学習課に譲与。それ以外はH13.9に撤去。
平成15	2003		管理活用計画見直し庁内会議設置
平成15	2003	平成15年3月	野火止新田・野火止用水開削350年記念事業「野火止用水大クリーンキャンペーン」実施
平成15	2003		文化的景観の重要地区に選択される。農林水産業に関連する文化的景観の保存・整備・活用に関する検討委員会
平成16	2004		『管理・活用計画』見直し会議3回
平成16	2004		景観法制定、文化財保護法改正
平成16	2004	平成17年2月	東京都下水道局流域下水道本部・計画課が来庁し、下水3次処理水に係る維持管理費・施設更新建設費用の一部を受益者負担するように相談がある
平成17	2005	平成17年5月	野火止用水使用組合において、下水処理水の受益者負担ではなく、自然水に戻すべきとの意見。当該案件に対し、新聞報道等があり、都は事実確認をしつつ協議を凍結。
平成17	2005		『管理・活用計画』見直し会議3回（発展的解消）、 「野火止用水管理マニュアル」策定
平成17	2005		文化的景観保存・活用調査事業に着手。 『文化的景観保存活用調査（その1）』の作成
平成18	2006		『文化的景観保存活用調査（その2）』の作成
平成18	2006		文化的景観保存計画策定委員会設置・4回
平成18	2006		新座市、景観行政団体に移行
平成18	2006		文化的景観ワークショップ3回
平成19	2007		文化的景観委員会3回
平成19	2007		文化的景観ウォーキングナイト
平成20	2008		文化的景観ワークショップ1回
平成21	2009		文化的景観ワークショップ1回
平成22	2010		『野火止用水自然環境調査及び平林寺境内林境内調査』





和暦年度	西暦年度	年月	事業
平成22	2010		新座市景観計画制定、新座市景観条例制定
平成22	2010		文化的景観ワークショップ2回
平成22	2010	平成23年3月	『新座市都市計画マスタープラン』見直し
平成23	2011		文化的景観保存計画庁内検討委員会発足・3回、文化的景観委員会4回
平成23	2011	平成23年11月	野火止用水サミット共同宣言
平成23	2011	平成24年3月	文化的景観講演会「風景が語る歴史 ～野火止用水が育んだ文化的景観」 『野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画』策定
平成24	2012	平成25年3月	文化的景観フォーラム「心を潤す野火止用水」
平成25	2013		「未来に残したい野火止用水の風景」展の開始
平成26	2014		文化財説明板の現状一斉調査
平成26	2015	平成26年6月	川の再生地域交流会in野火止用水
平成26	2014		野火止用水本流第3地点を発掘調査する。（南口第2区画整理、浮遊ゴミの回収施設）
平成26	2014	平成27年3月	ふるさとの緑と野火止用水を育む会（HUGネット）発足（十文字学園女子大学COC事業）
平成27	2015	平成28年3月	文化的景観講演会「武蔵野の雑木林の景観を未来へ」
平成27	2015		日本遺産申請「武蔵野を拓く！ 江戸に最も近い川越藩の挑戦」
平成27	2015	平成28年3月	文化的景観講演会「武蔵野・野火止と文学」
平成28	2016		日本遺産申請「『知恵伊豆』のレガシー 武蔵野の景観を一変させた川越藩主・松平伊豆守信綱」
令和元	2019		野火止用水を考える会（HUGネットの部会）
令和3	2021		用水断面の再測量（A地区）
令和4	2022		用水断面の再測量（B・C地区、陣屋堀築堤）
令和4	2022	令和4年12月	陣屋遺跡第2地点（野火止用水陣屋堀第2地点）を発掘調査する（店舗建設）
令和4	2022	令和5年3月	『埼玉県指定史跡野火止用水保存活用計画』策定



## 野火止用水保存活用計画策定委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県指定史跡野火止用水の保存、活用、整備、運営及び体制等についての計画を策定するに当たり、広く意見又は助言を求めため、野火止用水保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(参加者)

第2条 市長は、次に掲げる者のうちから、委員会への参加を求めものとする。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して委員会への参加を求めものとする。

(運営)

第3条 委員会の参加者は、その互選により委員会を進行するための委員長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めすることができる。

(開催期間)

第4条 委員会の開催は、計画を策定するまでの間とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育総務部生涯学習スポーツ課において処理する。

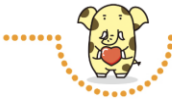
(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

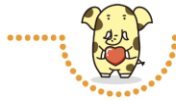
この要綱は、決裁のあった日から実施する。

(令和4年4月14日教育長決裁)



## 策定委員会の経過

開催日	開催場所	主な議事内容	委員等出欠
令和4年 6月 30日	本庁舎5階 全員協議会室	・野火止用水の現状について ・保存活用計画(素案)について(第1～3章)	委員7名 関係課等 4名
令和4年 8月 16日	第二庁舎5階 会議室3	・保存活用計画(素案)について(第1～11章)	委員8名 関係課等 4名
令和4年 10月 3日	市内	・現地視察及び懇談	委員6名 関係課等 2名
令和4年 11月 7日	本庁舎5階 第2委員会室	・保存活用計画(素案)について(第1～11章)	委員7名 関係課等 2名
令和5年 2月 2日	本庁舎4階 庁議室	・保存活用計画の策定について ・パブリックコメント意見募集結果について	委員8名 関係課等 3名



## 文化財保護法（抜粋）

（重要文化財保存活用計画の認定）

第五十三条の二 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財の保存及び活用に関する計画（以下「重要文化財保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 重要文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該重要文化財の名称及び所在の場所
- 二 当該重要文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

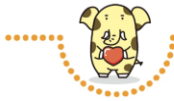
- 一 当該重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項
- 二 当該重要文化財の修理に関する事項
- 三 当該重要文化財（建造物であるものを除く。次項第六号において同じ。）の公開を目的とする寄託契約に関する事項

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その重要文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該重要文化財保存活用計画の実施が当該重要文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第八十三條の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三條の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
- 四 当該重要文化財保存活用計画に前項第一号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 五 当該重要文化財保存活用計画に前項第二号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が重要文化財の修理を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 六 当該重要文化財保存活用計画に前項第三号に掲げる事項が記載されている場合には、当該寄託契約の内容が重要文化財の公開を適切かつ確実に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）



第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（地方公共団体の事務）

第一百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

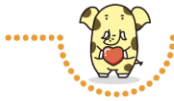
2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、登録無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、登録無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物及び登録記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもの（前項に規定する指定を行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地



方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

- 4 第二項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。



## 埼玉県文化財保護条例（抜粋）

### （目的）

第一条 この条例は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百八十二条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、県の区域内に存するもののうち、県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献することを目的とする。

### （定義）

第二条 この条例で、「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁（りょう）、峡谷、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの

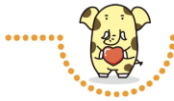
### （財産権等の尊重及び他の公益との調整）

第三条 県民は、県が、この条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
- 3 県は、この条例の執行に当つては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

### （調査）

第四条 埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、所有者及び権原に基づく占有者の同意を得て、文化財を調査することができる。



## (指定)

第五条 県教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを埼玉県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、県教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による指定をするには、県教育委員会は、あらかじめ、埼玉県文化財保護審議会（以下「県文化財保護審議会」という。）に諮問しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、その旨を県報で告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

5 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該有形文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達したときからその効力を生ずる。

6 第一項の規定による指定をしたときは、県教育委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

## (解除)

第六条 県教育委員会は、県指定有形文化財が、県指定有形文化財として価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

3 県指定有形文化財について、法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該県指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、県教育委員会は、その旨を県報で告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第二項において準用する前条第四項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに、県指定有形文化財の指定書を県教育委員会に返付しなければならない。

## (所有者の管理義務及び管理責任者)

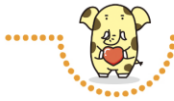
第七条 県指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく埼玉県教育委員会規則（以下「県教育委員会規則」という。）及び県教育委員会の指示に従い、県指定有形文化財を管理しなければならない。

2 県指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該県指定有形文化財の管理の責めに任ずべきもの（以下この章において「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を県教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、第一項の規定を準用する。





(所有者等の変更)

第八条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者はすみやかにその旨を県教育委員会に届け出なければならない。

2 県指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、すみやかにその旨を県教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第九条 県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、すみやかにその旨を県教育委員会に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

第十一条 県指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、県指定有形文化財の所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、県は、その経費の一部に充てさせるため、当該県指定有形文化財の所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、県教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、その管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理又は修理に関する勧告)

第十二条 県指定有形文化財の管理が適当でないため、県指定有形文化財が滅失し、き損し又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、県教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

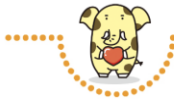
2 県指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、県教育委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができる。

4 前項の規定により県が費用の全部又は一部を負担する場合には、第十一条第二項の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第十三条 県が修理又は管理に関し必要な措置（以下この条において「修理等」という。）につき第十一条第一項の規定により補助金を交付し、又は前条第三項の規定により費用を負担した県指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（以下この条において「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該県指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額の合計額から当該修理等が行われた後当該県指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を県に納付しなければならない。



- 2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を補助又は費用負担に係る修理等を施した県指定有形文化財につき、県教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後当該県指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該県指定有形文化財を県に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、県は、第一項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

（現状変更等の制限）

第十四条 県指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、県教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、県教育委員会規則で定める。
- 3 県教育委員会は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、県教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

（修理の届出等）

第十五条 県指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を県教育委員会に届け出なければならない。ただし、第十一条第一項の規定による補助金の交付、第十二条第二項の規定による勧告又は前条第一項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

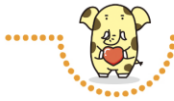
- 2 県指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、県教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（報告）

第十八条 県教育委員会は、必要があると認めるときは、県指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該県指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

（所有者変更に伴う権利義務の承継）

第十九条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定有形文化財に関しこの条例に基いてする県教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。



2 前項の場合には、旧所有者は、当該県指定有形文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

(指定)

第三十一条 県教育委員会は、県の区域内に存する記念物（法第九十九条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。第三十七条において同じ。）のうち県にとって重要なものを埼玉県指定史跡、埼玉県指定名勝又は埼玉県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第五条第二項から第六項までの規定を準用する。

(解除)

第三十二条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、県教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 県指定史跡名勝天然記念物について法第九十九条第一項の規定による史跡、名勝若しくは天然記念物又は第三十七条第一項の規定による埼玉県指定旧跡の指定があつたときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第一項の規定による指定の解除には第六条第二項及び第五項の規定を、前項の場合には第六条第四項及び第五項の規定を準用する。

(標識等の設置)

第三十三条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者は、県教育委員会規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第三十四条 県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者（第三十六条で準用する第七条第二項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、すみやかにその旨を県教育委員会に届け出なければならない。

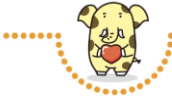
(現状変更の制限等)

第三十五条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、県教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、県教育委員会規則で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第十四条第三項及び第四項の規定を準用する。

4 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項において準用する第十四条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。



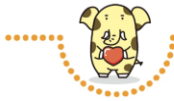
5 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項において準用する第十四条第三項の規定による許可の条件に従わないで、県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、県教育委員会は、原状回復を指示することができる。

(準用規定)

第三十六条 第七条から第九条まで、第十一条から第十三条まで、第十五条、第十八条及び第十九条の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

(市町村における保存及び活用の促進)

第四十条の二 県は、法第百五条第一項の規定により県に帰属した文化財（当該文化財の保存のため若しくはその効用からみて県が保有する必要があるもの又は法第百七条第一項の規定により当該文化財の発見者若しくはその発見された土地の所有者に譲与するものを除く。）について、当該文化財の発見された土地を管轄する市町村における保存及び活用の促進を図るため、当該市町村に対する譲与その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。



## 埼玉県文化財保護条例施行規則（抜粋）

（指定書）

第二条 条例第五条第六項の規定する指定書（以下「指定書」という。）の様式は、第一号様式のとおりとする。

（指定書の再交付申請）

第三条 指定書を亡失し又はき損したときは、県指定文化財指定書再交付申請書（第二号様式）に、事実を証するに足りる文書又はき損した指定書を添えて、すみやかに指定書の再交付の申請をしなければならない。

（管理責任者選任等の届出）

第四条 条例第七条第三項の規定による管理責任者の選任又は解任の届出は、第三号様式によるものとする。

（所有者変更等の届出）

第五条 条例第八条第一項の規定による所有者の変更の届出は、第四号様式によるものとする。

2 条例第八条第二項の規定による氏名若しくは名称又は住所の変更の届出は、第五号様式によるものとする。

（滅失、き損等の届出）

第六条 条例第九条の規定による全部又は一部の滅失若しくはき損又は亡失若しくは盗難にあつた場合の届出は、第六号様式によるものとする。

2 き損の場合にあつては、前項の届出書に写真（キヤビネ版とする。以下同じ。）又は見取図その他き損の状態を示す書類を添えるものとする。

第十二条 条例第十五条第一項の規定による修理の届出は、県指定文化財修理届（第九号様式）に、設計書及び修理をしようとする箇所の写真又は見取図を添えて修理しようとする日の三十日前までに提出するものとする。

（標識）

第十七条 条例第三十三条の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情がある場合は、金属、コンクリート、木材その他の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を記入するものとする。

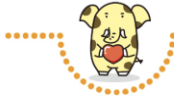
一 史跡、名勝、天然記念物の別及び名称

二 埼玉県教育委員会の文字（所有者又は管理責任者の氏名を併せて表示することを妨げない。）

三 指定の年月日

四 建設年月日

（説明板）



第十八条 条例第三十三条の規定により設置すべき説明板には、指定に係る地域を示す図面（特に地域を示す必要がない場合を除く。）及び次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 史跡、名勝、天然記念物の別及び名称
- 二 指定の年月日
- 三 指定の理由
- 四 説明事項
- 五 保存上注意すべき事項
- 六 その他参考となる事項

（境界標）

第十九条 条例第三十三条の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とし、その規格は十三センチメートル角以上の角柱で、地表からの高さは三十センチメートル以上とする。

2 前項の境界標には、次に掲げる事項を記入するものとする。

- 一 上面 指定に係る地域の境界を示す方向指示線
- 二 側面 史跡境界、名勝境界、天然記念物境界のうち該当の文字及び埼玉県教育委員会の文字

（標識等の形状等）

第二十条 前三条に定めるもののほか、標識、説明板及び境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関しては、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう留意するものとする。

2 囲さくその他の施設については、前項の規定を準用する。

（標識等の設置に関する報告）

第二十一条 この章に定める基準により標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置しようとする者は、設定仕様書（説明板の設置に係る場合は、記載事項を含む。）及び設置位置を示す図面を添えて、あらかじめその旨並びに当該工事の着手及び終了の予定時期を埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に報告するものとする。

（土地の所在等の異動の届出）

第二十二条 条例第三十四条の規定による土地の所在等の異動の届出は、第十九号様式によるものとする。

（現状変更等の許可申請）

第二十三条 条例第三十五条第一項の規定による許可を受けようとする者は、県指定史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請書（第二十号様式）を、変更しようとする日の三十日前までに提出するものとする。

2 第九条第二項の規定は、前項の規定により許可を受けようとする場合にこれを準用する。

3 第十条の規定は、第一項の規定により許可を受けた者に準用する。



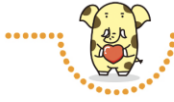
(維持の措置の範囲)

第二十四条 条例第三十五条ただし書の規定により現状変更等について許可を受けることを要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 県指定史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状（指定後、許可を受けて現状変更をした場合においては、当該現状変更終了時における原状）に復するとき。
- 二 県指定史跡名勝天然記念物がき損し又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

(準用規定)

第二十五条 第二条から第六条まで及び第十二条の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。



## 埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（抜粋）

（市町村が処理する事務の範囲等）

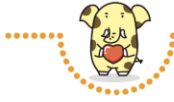
第二条 埼玉県教育委員会の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表（第二条関係）

3 項二 条例及び委員会規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- 1 条例第三十五条第一項の規定による許可（次に掲げる現状変更等に係るものに限る。）
  - イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。）で三月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却
  - ロ 工作物（建築物を除く。以下このロにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
  - ハ 条例第三十三条に規定する埼玉県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
  - ニ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
  - ホ 木竹の伐採（埼玉県指定名勝又は埼玉県指定天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- 2 条例第三十五条第三項において準用する条例第十四条第三項の規定による指示（1の許可に係るものに限る。）
- 3 条例第三十五条第三項において準用する条例第十四条第四項の規定による命令及び許可の取消し（1の許可に係るものに限る。）
- 4 条例第三十九条の規定による届出の受理（1のイ、ロ、ニ及びホに掲げる現状変更等並びに埼玉県指定旧跡の管理に必要な施設の設置、改修又は除却に係るものに限る。）





## 史蹟名勝天然紀念物保存法（旧法・抜粋）

第一条 本法ヲ適用スヘキ史蹟名勝天然紀念物ハ内務大臣之ヲ指定ス

前項ノ指定以前ニ於テ必要アルトキハ地方長官ハ仮ニ之ヲ指定スルコトヲ得

第二条 史蹟名勝天然紀念物ノ調査ニ関シ必要アルトキハ指定ノ前後ヲ問ハス当該吏員ハ其ノ土地又ハ隣接地ニ立入り土地ノ発掘障碍物ノ撤去其ノ他調査ニ必要ナル行為ヲ為スコトヲ得

第三条 史蹟名勝天然紀念物ニ関シ其ノ現状ヲ変更シ又ハ其ノ保存ニ影響ヲ及ホスヘキ行為ヲ為サムトスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第四条 内務大臣ハ史蹟名勝天然紀念物ノ保存ニ関シ地域ヲ定メテ一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限シ又ハ必要ナル施設ヲ命スルコトヲ得

前項ノ命令若ハ処分又ハ第二条ノ規定ニ依ル行為ノ為損害ヲ被リタル私人ニ対シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス

第五条 内務大臣ハ地方公共団体ヲ指定シテ史蹟名勝天然紀念物ノ管理ヲ為サシムルコトヲ得

前項ノ管理ニ要スル費用ハ当該公共団体ノ負担トス

国庫ハ前項ノ費用ニ対シ其ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

第六条

第三条ノ規定ニ違反シ又ハ第四条第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ六月以下ノ禁錮若ハ拘留又ハ百円以下ノ罰金若ハ科料ニ処ス

附則

本法施行ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

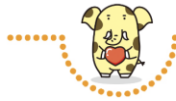
## 「野火止用水謝恩碑」書き起こし

表面

野火止用水謝恩碑 大和田青年団支部建立

裏面

当野火止用水は松平信綱公安松金右衛門氏に命じ凡そ三百年前之を作らしめ、爾来野火止住民大いに益す。依りてここに謝恩の為、これを建つ。昭和七年四月



## 史蹟調査復命書

昭和十八年度史蹟名勝天然紀念物調査會提出スベキ本職ノ調査セル史蹟名勝左ノ如ク復命候也

史蹟名勝天然紀念物調査會

昭和十九年二月十日 委員 稲村 坦元 ㊟

一、史跡 平林寺址

一、史跡 野火止用水（伊豆殿堀）

一、史跡名勝 平林寺林泉境内

（中略）

史蹟 野火止用水

一、東京都北多摩郡小平村上宿ヨリ玉川上水ヲ引入レ東村山村、久留米村ヲ通り北足立郡大和田町ニ入り字八軒ニ於テ一支流ヲ出セルモ三軒屋ニ至リ本流ニ合シ、更ニ三軒屋ニ於テ北方ニ一支流ヲ分チテ菅澤ニ達セシメ、西堀ニ於テハ三筋ニ分流シテ西流ハ臺山下ヘ流れ、中流ハ西屋敷ヲ経テ平林寺境内ニ至リ、東流ハ中原ヲ経テ陣屋ニ到リ、各皆川越街道ヲ横断シテ志木ニ至リ新河岸川ニ合流ス

東西二流ハ幅六尺、中流ハ幅二尺位ナリ

一、起原（幼学綱要、国定教科書ニ出ツ）

承應三年二月起工、同年四月竣工通水（榎本彌左衛門覚書）

川越城主松平伊豆守信綱家臣 小畑助左衛門、同安松金右衛門ヲシテ玉川上水ノ三分分水ヲ為サシム 通水三年説ハ日下部景衡ノ「故老物語」ニヨル之ハ誤ナリ。安松金右衛門墓ハ元四谷区新宿大宗寺ニ在リシヲ平林寺ニ移ス。玉川上水ハ承應二年正月清右衛門、庄右衛門着手ス、途中ヨリ安松金右衛門設計替ヘシテ三年六月竣工ス。其ノ功トシテ野火止用水ニ三分ノ分水ヲ許サル。

一、保存標識箇所

1. 西堀大堰三分水点 西堀一三四五、一三四六番地ニ跨リ、始メ南北ノ二流ニ分レ各幅六尺アリ。南方ハ二間後ニ於テ更ニ二流ニ分レテ全部三流トナル。分水点ノ三角地ハコンクリトニテ何事ヲ造ル。

2. 平林寺境内 大和田町大字野火止字下山千七十八番西堀分水ヨリ平林寺境内ニ至ル水路ハ大概平地上ニ高サ六尺位ノ地盛り為シ其上ヲ水路トセリ。境内ニテハ辨天池ト庭ノ泉水ニ分水シ、境内ヲ迂曲シ山門ニ至リ大門通りヲ東北ニ流ル

3. 陣屋 中原ニ分水セルモノハ陣屋ニテ一分流ヲ為シ陣屋内ヲ迂曲シテ戻リテ本流ニ合ス。

一、川越街道平林寺大門入口

野火止用水謝恩碑 大和田町青年團野火止支部建之當野火止用水ハ松平信綱公安松金右衛門ニ命ジ凡ソ三百年前コレヲ造ラシメ爾来野火止住民大イニ益ス依テコレニ謝恩ノ為コレヲ建リ。昭和七年四月

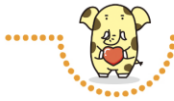


一、用水堀側ノ石祠、土民ハ天王様ト称ス

台石ニ「寛政十年戊午年六月吉祥日、野火止惣邑中」トアリ

又 天保十丑年ト下台ニ見ユ

※ 上記文中の「故老物語」は「遺老物語」の誤記であると考えられる。



## 第二十二回埼玉県史蹟名勝天然紀念物調査会会議録

昭和十九年二月 日

埼玉県史蹟名勝天然紀念物調査会長

埼玉県内政部長 桃井直美 ㊦

埼玉県知事 数藤鉄臣殿

調査会会議状況上申

本月十四日第二十二回埼玉県史蹟名勝天然紀念物調査会ヲ浦和市鹿島台埼玉自疆会会議室ニ於テ開会致候処 本年度調査箇所審議ノ結果 別紙ノ通ニ有之候間此段及上申候也

(中略)

当日午前十一時柴田委員外 各委員大尾書記参集 会長欠席ニ付 柴田委員長ヲ代理シテ開会 前例ニ依リ協議事項記載ノ順序ニ依リ附議箇所ニ付 担当委員ヨリノ報告ヲ聴取シ協議ノ結果 保存法ノ適用ヲ必要ト認ムルモノ無ク 地方的保存価値ヲ認メ可決シタル史蹟五件 天然紀念物二件 計七件ヲシテ各別ノ保存価値決定 要領ハ別記ノ如シ

(中略)

### 一、史蹟 野火止用水 北足立郡大和田町大字野火止

東京都北多摩郡小平村上宿ヨリ玉川上水ヲ引入レ東村山村久留米村ヲ通シテ北足立郡大和田町ニ入り字八軒ニ於テ一支流ヲ出セルモ三軒屋ニ至ッテ本流ニ合シ更ニ三軒屋ニ於テ北方ニ一支流ヲ分チテ菅澤ニ達セシメ西堀ニ於テハ三筋ニ分流シテ西流ハ臺山下ニ流レ中流ハ西屋敷ヲ経テ平林寺境内ニ至リ東流ハ中原ヲ経テ陣屋ニ至リ各皆川越街道ヲ横断シテ志木ニ至リ新河岸川ニ合流ス 東西二流ハ幅六尺中流ハ幅二尺位ナリ

本用水ハ承應三年起工同年四月竣工通水(榎本彌左衛門覚書)川越城主松平伊豆守信綱家臣小畑助左衛門同安松金右衛門ヲシテ玉川上水ノ三分分水ヲ為サシム 通水三年説ハ日下部景衡ノ「故老物語」ニ依ルモノナルガ之ハ誤傳ナルガ如シ 安松金右衛門墓ハ元四谷区新宿大宗寺ニ在リシヲ平林寺ニ移セリ

玉川上水ハ承應二年正月清右衛門庄右衛門着手ス 途中ヨリ安松金右衛門設計替ヘシテ三年六月竣工ス 其ノ功トシテ野火止用水ニ三分ノ分水ヲ許サル斯テ今ヨリ三百年前松平信綱家臣安松金右衛門ニ命シテ之ヲ造ラシメ爾来野火止住民大ニ益ス 昭和七年四月大和田町青年団野火止支部ハ川越街道平林寺大門入口ニ野火止用水謝恩碑ヲ建設セリ

野火止用水ノ堀鑿ハ勸農増産上里民ヲ益スルコト甚大ナルモノアリ

審議ノ結果史蹟トシテ地方的保存価値アルモノト決定ス

※ 上記文中の「故老物語」は「遺老物語」の誤記であると考えられるため、本計画書第2章においては「遺老物語」と訂正して記載した。



## 埼玉県指定史跡野火止用水の指定地域確認について（回答）

教 文 第 5 3 2 号

昭和50年8月18日

新座市教育委員会

教育長 並木 正 殿

埼玉県  
教育長 豊

埼玉県教  
育委員会  
教育長印

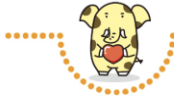
埼玉県指定史跡野火止用水の指定地域確認について（回答）

昭和50年7月10日付け新教委発第518号で照会のあつたこのことについては、下記のとおりです。

### 記

野火止用水の県指定地域としては、用水の原形をよくとどめている次の二区域とする。

- 1 野火止用水本流、県境（小金井街道）から川越街道まで6.712kmの水路敷（3.6m）と土あげ敷（左右各1.8m）
- 2 野火止用水支流、西堀分岐点から平林寺を經由し、新座市役所前まで約2.7kmの水路敷と、左右の土あげ敷。



## 県指定史跡野火止用水保存対策について（回答）

教 文 第 1 0 3 2 号

昭 和 5 8 年 2 月 2 4 日

新座市教育委員会教育長

中 村 徹一郎 様

埼玉県教育委  
長埼玉県教  
育委員会  
教育長印

県指定史跡野火止用水保存対策について（回答）

昭和58年1月28日付け新教発第360号で、貴職から提出され照会のあった「埼玉県指定史跡野火止用水保存対策について」は、字句を一部訂正し、別添のとおり回答します。

今後、野火止用水の保存管理につきましては、これに基づき、対処したいと存じますので御了知のうえ、その保護について一層に御配慮をお願いします。

（中略）

### 5 野火止用水保存の経過

今日の社会経済状況を勘案しても、首都圏に位置し、地理的条件に恵まれている新座市においては、今後も相当な都市化の進展が、想像できる。

文化財史跡としての野火止用水は、埼玉県指定史跡範囲を現状のまま保存することが理想であるが、前述の諸情勢を考えると、保存についての現実は、相当厳しいものがあるう。

したがって、用水の周囲と調和を保つなかで、保存対策を講ずることが、貴重な文化的遺産を次代に継承して行けるものとする。

そのため用水の保存について、次のように行う。

#### (1) A地区

用水の原形をよくとどめている次の区間

本 流 西堀分岐点から国道254号線バイパスまで

平林寺堀 西堀分岐点から平林寺を經由して新座市役所前まで

この区間は原則として用水の現状を変更するような行為は認めない。

#### (2) B地区

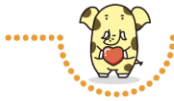
用水の原形を比較的とどめている次の地区

本 流 新堀二丁目1413番地から新堀二丁目354番地まで

西堀二丁目407番地から西堀二丁目541番地まで

西堀一丁目727番地から西堀一丁目814番地まで

この区間は公共性が特に強いと考えられる現状変更行為についてのみ認める。



### (3) C地区

住民生活に用水の及ぼす影響が強く、用水の保存状態も良好でない次の区間

本 流 都県境から新堀二丁目1413番地まで

新堀一丁目354番地から西堀二丁目407番地まで

西堀二丁目541番地から西堀一丁目727番地まで

野火止四丁目700番地から野火止六丁目724番地まで

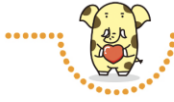
この区間は、急速な都市化によって文化財としての保護策を講ずることが困難な  
ので、その現状を鑑みて、現状変更することもやむを得ない地区とする。

### 6 おわりに

今日の住宅環境の向上もつまるところは人々の生活の改善向上を求めて出発したものであるから、豊かな生活を願う今日の社会では、開発等の住居環境の整備か文化財の保護かと言った二者択一を考えるのではなく、両者の調和と融合を図る方途を見出すことこそが、貴重な文化的遺産を構成の伝承できるものと考ええる。

※ 上記通知のうち、B地区の範囲を示した「新堀二丁目1413番地から新堀二丁目354番地まで」と、C地区の範囲を示した「新堀一丁目354番地から西堀二丁目407番地まで」と記されており、新堀二丁目354番地から新堀一丁目354番地までの地区区分が定められていない。また、C地区の範囲を示した「西堀一丁目727番地」から、A地区の範囲を示した「西堀分岐点」までの区間については記されていない。

前者の区間については、「新堀二丁目354番地」は存在しておらず、「新堀一丁目354番地まで」の誤りであると解釈される。後者の区間については、この通知時点で暗渠化されていた。この通知後の昭和59年（1984）から着手した清流対策事業の報告書においては、前者の丁目を訂正し、後者はC地区として扱っていることから、本書でもこの解釈を踏襲し、本文中では前者の修正後の丁目を掲載している。



## 野火止用水復原対策基本計画

昭和49年9月13日

### 1 計画の趣旨

本計画は、昭和49年9月18日開催の東京都、埼玉県連絡会議における両都県の合意に基づき、野火止用水の歴史的価値を深く認識し、貴重な文化財を積極的に復原するため、野火止用水路の復原、緑道の設置及び清流の復活等の対策により、県民のいこいの場として整備しようとするものである。

### 2 野火止用水の現況

野火止用水の区域は、都内部分において玉川上水との分岐点から立川、東大和、小平、東村山、東久留及び清瀬の6市にまたがる約10km、埼玉県分においては新座、志木の2市を経て柳瀬川に至る約12km（本流）の広い範囲に及んでいる。

近時、都市化の進展にともない用水沿線は急速に宅地化し、埼玉県、東京都ともに家庭用雑排水の放流により、川越街道付近で黒濁し、「ドブ川」となっている。

川越街道から下流は暗渠が目立ち、特に新座市、志木市境界付近から下流は、すべて暗渠となっている。

平林寺境内に注ぐ陣屋堀は、水は流れていないが原形をとどめている。

支流の西堀、南堀は、道路の側溝として使用され、形をとどめないもの、暗渠と通学路となっているものが多く野火止用水の原形をとどめていない。

なお、昭和39年の深刻な水不足に東京都が悩まされた時、野火止用水への水門が閉ざされたままになっており、野火止用水への通水は皆無となっている。

### 3 復原区域

復原区域は、用水の原形をよくとどめている本流の都県境から川越街道まで6.4km、支流の陣屋堀、西堀分岐点から新座市役所付近まで2.2kmの区域とする。

（野火止用水復原計画対象地域図参照）

### 4 保全事業

#### (1) 用水路の保全

都県境から川越街道（国道254号線）までの本流部分及び陣屋堀について、河床のしゅんせつ、法面の整備を行うものとする。

#### (2) 緑道整備及び植栽

都県境から都立上野高校運動場付近まで、既整備区間を除く本流部分について、幅1～2mの緑道を設置し、植栽を行うものとする。

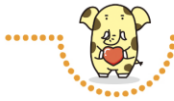
緑道は、舗装、砂利道とせず、自然道とする。また、植栽はこなら、くぬぎ等とし、武蔵野にふさわしい雑木により復元するものとする。

#### (3) 流末処理対策

降雨時の流量増大により、下流部分における氾濫防止のため、洪水流量を野火止用水と国道254号線バイパスとの交点でカットして柳瀬川へ放流することとする。

#### (4) 雑排水処理対策





用水に清流を復活させる準備として、現在、用水に流れこんでいる家庭用雑排水及び事業所排水を下水路へ切りまわしていくものとする。

本計画では、

- ① 都県境から西堀分岐点を経て黒目川へつなぐ排水管
- ② 関越自動車道付近から西堀下水路へつなぐ排水管
- ③ 西堀分岐点から関越自動車道までにある豚舎、民家からの排水を①へ合流させる管

を埋設することとする。

#### (5) 緑地保全地区指定

野火止用水は、昭和19年、県の史跡に指定され、また、平林寺周辺は、昭和44年近郊緑地保全区域に、うち境内林は昭和45年近郊緑地特別保全地区に、また昭和43年天然記念物にそれぞれ指定されている。

本系では、保全をより充実させるために、あらたに平林寺周辺を都市緑地保全法に基づく都市緑地保全地区にすべく地権者と調整するものとする。

- ・野火止用水復原対策総括計画表
- ・野火止用水復原対策事業年度別計画表
- ・雑排水処理対策事業（国庫補助事業分）計画表

#### (6) 流水対策

復原整備事業の進展に即応し、玉川上水からの分水を都に通知し、清流をよみがえらせるものとする。

### 5 事業計画

昭和49年度から昭和53年度までの5か年事業とする。

### 6 事業主体

4の1～(4)までの事業は、県の補助事業として、県の指導による文化財としての野火止用水の管理者である新座市が行うものとする。

4の(5)の事業は、新座市の協力を得つつ県が行う。

### 7 その他の関連事業

#### (1) 占用物件対策

新規の占用は、公共性の強いもの、生活上特に必要不可欠のもののほかは、原則としてこれをみとめないものとする。

既設の占用物件については、公共性の強いものほかは、逐次これを廃止していくものとする。

#### (2) 事業所排水の規制

現に野火止用水に放流している事業所排水については、規制・基準以下の水質になるよう規制指導を強化するものとする。

#### (3) 流水について

清流を復活するため、0.5m<sup>3</sup>/sの流水は、玉川上水の自然の表流水とする。



※ 上記計画に記載される「陣屋堀」は現在の「平林寺堀」、「西堀」は現在の「菅沢・北野堀」、「南堀」は現在の「陣屋堀」を指している。



復原対策事業実施概要（『野火止用水清流対策事業報告書』表5より）

年度	事業名	概要	距離等	事業費	県負担	市負担	担当課
昭和49	本流しゅんせつ工 事	都県境から旧川越街道 (県道新座・和光線まで)	6712m	28,000			建設部 土木課
	平林寺堀 測量工事他	西堀分岐点から国道254号線まで	3440m	3,000	43,060	21,540	建設部 下水道課
	流末処理 工事	JR武蔵野線沿 (野火止四丁目)	206m	33,600			
昭和50	流末処理 工事	JR武蔵野線沿から本流終点部分まで	1032m	182,570	120,800	61,770	建設部 下水道課
昭和51	雑排水処理工事	国道254号線と市道41-10号線交差点から市 道41-18, 41-20, 41-03号線まで 本多緑道沿、市道41-22号線、 市道41-18号線外	1587m	73,903	49,073	24,830	
昭和52	雑排水処理工事	市道41-18号線外	1713m	43,610			建設部 下水道課
	平林寺堀 排水工事	市道42-01号線沿	150m	3,660			
	平林寺堀 復原工事	平林寺堀（野火止二丁目～新座市役所前） 擬木・玉石積・素堀・法面仕上・杭打	1701m	26,000	49,366	24,684	
	平林寺堀 試掘工事	9か所		780			
	平林寺堀 復原工事①	西堀分岐点から市道41-03号線まで 杭打・芝張・盛土		32,000			
昭和53	平林寺堀 復原工事②	市道41-01号線平林寺前 擬木	166m	6,800	38,333	19,167	建設部 土木課
	緑道整備工事	都県境から市道42-01号線まで 杭打・植栽（モミジ）		18,700			
			合計	452,623	300,632	151,991	

(単位：千円)



清流対策事業実施概要（『野火止用水清流対策事業報告書』表6より）

（単位：千円）

年度	事業名	概要	丁目等	距離等	事業費	県負担	市負担	担当課	
昭和 59	歩道用地購入	用地	西堀一丁目	771㎡	109,558	0	109,558	建設部 監理用地課	
			本流	5044m					
	流路整備	しゅんせつ工 石積護岸工 安全柵工事 法面整備工 杭打護岸工 横断改良工 組立柵工 各工事に関連する付帯工事	平林寺堀	100m					
			本流、西堀一・二丁目	1370m	43,990	28,860	15,130		
			野火止二・三・四丁目	43m					建設部 土木課
			西堀一・二丁目	606m	16,360	10,906	5,454		
			新堀一丁目	38m	56,640	0	56,640		
			西堀一・二丁目	465m	3,200	0	3,200		
	実施設計委託				3,463	0	3,463		
	昭和 60	歩道用地購入	用地	西堀一丁目	133㎡	19,167	0	19,167	建設部 監理用地課
本多一丁目				889m	70,000	46,666	23,334		
流路整備		A地区	西堀二丁目	183m	17,400	11,599	5,801		
			本多緑道	269m	27,700	17,949	9,751		
歩道整備		B3地区	西堀一丁目	364m	21,200	10,600	10,600	建設部 土木課	
			西堀二丁目	467m	39,620	19,810	19,810		
実施設計委託		平林寺堀外			4,799	2,710	2,089		
組立柵渠等整備		C2地区		新堀一丁目	59m	16,800	0	16,800	



年度	事業名	概要	丁目等	距離等	事業費	県負担	市負担	担当課	
昭和 61	植樹工事等	各工事に関連する付帯工事			4,145	0	4,145	教育委員会 社会教育課	
	実施設計委託	C2地区地区組立柵渠工外 (市単独分)			1,713	0	1,713		
	史跡資料展示室設置	西堀・新堀コミュニティセンター内に野火止用水史跡資料展示室を設置(RC造)		63㎡	12,718	4,000	8,718		
	緑道整備	A地区用地購入	野火止緑道		2066㎡	273,859	49,207		224,652
			野火止緑道実施設計			495	0		495
	歩道用地購入	A地区	本多緑道		274m	7,650	0		7,650
			C地区	新堀一・二丁目	418㎡	75,642	10,793		64,849
	歩道整備、 見学施設整備	B1地区	西堀二丁目		287m	9,760	4,880		4,880
			C2地区見学施設	新堀一丁目	396m	28,180	14,090		14,090
			B1, C1地区	新堀一・二・三丁目	718m	51,100	25,550		25,550
			B3地区	西堀一丁目	131m	7,000	3,500		3,500
			各工事に関連する付帯工事			30,418	0		30,418
	流路整備	A, B3地区	西堀一丁目、 本多一丁目		648m	44,000	29,333		14,667
			C2	新堀一丁目	259m	28,000	18,666		9,334
			B1, C1地区	新堀一・二丁目	224m	51,500	34,333		17,167
			C1地区	新堀二・三丁目	247m	36,000	23,999		12,001
			A地区(8か所)	本多一丁目		4,500	3,000		1,500
	伏越し整備 実施設計委託	C1地区流路整備外			2,380	1,450	930		建設部 土木課



年度	事業名	概要	丁目等	距離等	事業費	県負担	市負担	担当課	
昭和 62	組立柵渠等整備	C 2地区	新堀一丁目	68m	17,500	0	17,500		
		C 1地区	新堀二丁目	238m	28,000	0	28,000		
	実施設計委託	C 2地区組立柵渠工他（市単 独分）			11,654	0	11,654		
		C地区（1基）	西堀二丁目		8,300	0	8,300		
	橋梁整備	C地区（1基）		新堀二丁目		4,700	0	4,700	
		測量・設計委託			6600㎡	1,150	0	1,150	
	史跡公園整備	木橋設計（3か所）							都市整備部 都市計画課
		公園設置工		本多一丁目、 西堀分岐点	468㎡	14,000	7,000	7,000	
		遠路							
		木橋（3か所）							
		公園広場				382㎡			
	史跡公園整備	電気設備・給水施設		本多一丁目、 西堀分岐点		1,503	0	1,503	都市整備部 都市計画課
公園設置付帯工事				480	0	480			
緑道整備	A地区実施測量委託							建設部 土木課	
	舗装工			807m					
	外柵工		野火止四丁目、野火 止緑道		13,400	6,700	6,700		
	縁石工								
	緑道付帯工				4,802	0	4,802		
流路整備	B 2地区地区		西堀二丁目		15,500	10,330	5,170		
	C 0地区		新堀三丁目		91,200	60,790	30,410		
	分岐点（本多一丁目）				2,900	1,753	1,147		
	A地区平林寺堀		野火止二丁目		47,185	28,390	18,795		



年度	事業名	概要	丁目等	距離等	事業費	県負担	市負担	担当課
	設計委託							社会教育課
	歩道整備	C0地区	新堀三丁目		42,500	21,250	21,250	建設部 土木課
	橋梁整備	B2地区(1基)	西堀二丁目		3,790	0	3,790	
	防護柵整備	各工事に関連する付帯工事			18,062	0	18,062	建設部 土木課
	伏越し整備	A地区平林寺堀伏越し補修工(8か所)			5,290	3,520	1,770	
	実施設計委託				2,280	1,390	890	都市整備部 都市計画課
昭和63	歩道整備	A地区用地購入 緑道整備実施設計委託 野火止緑道整備工事	野火止緑道	3984㎡	393,418	0	393,418	建設部 土木課

年度	事業費	県負担	市負担
昭和59	233,211	39,766	193,445
昭和60	235,262	113,334	121,928
昭和61	720,638	218,801	501,837
昭和62	267,042	142,983	124,059
昭和63	448,518	0	448,518
合計	1,904,671	514,884	1,389,787

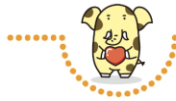
付表：清流対策事業費まとめ  
(単位：千円)



### 野火止水における地区区分の変遷まとめ

水流	流路	昭和50年7月 埼玉県通知	昭和58年2月 埼玉県通知	清流対策事業(昭和59-63年度)	旧計画(平成7年3月)	本計画(令和4年度)	
		区分	区域	区分	区分	地区	
上流 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	本流	野火止水用本流、 県境(小金山街道) から川越街道 まで6.712kmの水路 敷(3.6m)と土あ げ敷(左右各 1.8m)	C	都県境から 新堀二丁目1413番地まで	C0	新堀三丁目	C B C B C B C B C
			C1	都県境から 新堀二丁目1413番地まで	C1	新堀二丁目	暗渠(松山三丁目交差点) 開渠
			B	新堀二丁目1413番地から 新堀一丁目354番地まで	B1	新堀二丁目	暗渠(西武池袋線) 開渠
			C	新堀一丁目354番地から 西堀二丁目407番地まで	C2	新堀一丁目	暗渠(新堀交差点) 開渠
			B	西堀二丁目407番地から 西堀二丁目541番地まで	B2	西堀二丁目	開渠
			C	西堀二丁目541番地から 西堀一丁目727番地まで	C3	西堀二丁目	暗渠
			B	西堀一丁目727番地から 西堀一丁目814番地まで	B3	西堀一丁目	開渠
			C	西堀一丁目814番地から 西堀分岐点まで	C4	西堀一丁目	暗渠
			A	西堀分岐点から 国道254号線バイパスまで	A	本多一丁目 野火止水三丁目 野火止水三丁目 野火止水四丁目	A C B
			C	野火止水四丁目700番地から 野火止水六丁目724番地まで	C	野火止水六・七丁目	暗渠 親水空間の整備
分岐点 ↓ 下流	本流	野火止水用支流、 西堀分岐点から平 林寺を經由し、新 座亥市役所まで約 2.7kmの水路敷と左 右の土あげ敷	A	西堀分岐点から 国道254号線まで	A	本多一丁目 野火止水二丁目 野火止水三丁目	A
			A	西堀分岐点から 平林寺を經由して 新座市役所前まで	A	野火止水二丁目 野火止水三丁目	A





## 野火止用水使用組合規約

第1条 本組合は野火止用水使用組合と称す。

第2条 組合は次の市を以つて組織す。

新座市 朝霞市 志木市

第3条 組合の共同事務は次のとおりである。

玉川上水野火止口用水に関する事務

第4条 用水の使用目的及びその区域は次のとおりである。

新座市の内 大字野火止、大字西堀、大字菅沢、大字北野一円は飲用水

志木市は、かんがい及び飲用水

朝霞市の内大字宮戸 かんがい用水

第5条 組合会の位置は、新座市役所とする。

第6条 組合会議員の定数は12名とし、各市議会においてその議員中より互選す。但し、用水関係区域内の議員数が組合会議員の数に達しないときは、当該市長の推せんした者とする。

選出すべき議員の数は次のとおり

新座市4人 朝霞市4人 志木市4人

2 必要あるときは代表議員を定めることができる。

代表議員は各市1名計3名とし、各市の組合会議員の互選による。

第7条 組合会議員の当選者定りたるときは、当該市長は直ちに組合管理者に通知するものとする。

第8条 組合会議員の任期は、各市議会議員の任期に従う。

第9条 組合会議員にして市議会議員の職を退きたるとき又は失職したるときはその職を失う。

第10条 組合会議員中欠員を生じたときは当該市長の推せんした者とする。

第11条 組合管理者は新座市長とす。組合管理者故障ありたるときは新座市副市長その職務を代理す。

第12条 組合の出納その他の会計事務は、新座市会計管理者これを掌るものとする。

第13条 組合に次の有給吏員を置き組合管理者これを任免する。

書記

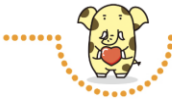
第14条 本組合費は組合の財産その他の収入を以つて充てるものの外次の割合を以つて各市に分賦す。

新座市3分の1 志木市3分の1 朝霞市3分の1

第15条 用水配分について承応3年開設以来次の分水方法を遵奉する。

水積寸坪 19坪8合4勺 西堀村

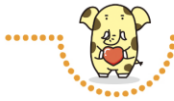
15坪5合 菅沢村



3 1 坪 5 合 野火止村  
6 坪 8 合 4 勺 北野村  
2 7 坪 3 合 2 勺 旧引又村  
1 3 坪 6 合 8 勺 旧館村  
2 2 坪 8 合 宗岡村上  
2 2 坪 8 合 宗岡村中  
2 2 坪 8 合 宗岡村下  
1 7 坪 1 合 1 勺 宮戸村

### 野火止用水使用組合組織

管 理 者 新座市長  
副管理者 志木市長  
朝霞市長  
議 員 志木市議会議員 4 名  
朝霞市議会議員 2 名  
宮戸用水組合組合長  
宮戸用水組合副組合長  
新座市議会議員 4 名  
会 計 新座市会計管理者  
事 務 局 新座市インフラ整備部道路管理課  
朝霞市都市建設部道路交通課  
志木市都市整備部道路公園課



## 野火止用水サミット共同宣言

野火止用水は、承応4年（1655年）の開削以来、流域に住む人々の生活用水やかんがい用水として重要な役割を果たしてきました。しかしながら、戦後の高度経済成長期に入ると、宅地開発に伴う生活排水の流入による水質の汚濁が進み、加えて、昭和48年（1973年）には、水不足により、玉川上水からの取水が停止され、水の流れが途絶えることとなりました。

その後、清流の復活を願う地元の機運が高まり、東京都と埼玉県による協議が進められ、昭和59年（1984年）に再び野火止用水に清流が復活したところでもあります。現在では、各地域において様々な保全活動も進められています。

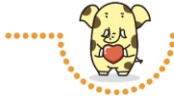
この歴史的な文化資産である野火止用水を、今わたくしたちが保全し、後世につなげていくことは、わたくしたちの重要な責務です。

今後は、さらに流域自治体の連携を深め、野火止用水と周辺の豊かな自然環境を守り続けながら、将来に向けて、野火止用水をはじめとした自然環境をいかしたまちづくりを進めてまいります。

ここに、わたくしたちは、三つの目標を掲げ、都県を越えて、その達成に向け努力することを宣言します。

- 一 野火止用水を開削した先人への感謝とともに、野火止用水の持つ歴史的価値を認識し、後世に引き継ぎます。
- 一 野火止用水と周辺の自然環境を、都市近郊の貴重な水と緑の空間として保全し、守り育てます。
- 一 流域自治体、市民相互の連携を深め、野火止用水と周辺の自然環境等をいかしたまちづくりを進めます。

平成23年（2011）11月15日



## 景観法（抜粋）

（定義）

第七条 この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項及び第九十八条第一項において「指定都市」という。)の区域にあつては指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項及び第九十八条第一項において「中核市」という。)の区域にあつては中核市、その他の区域にあつては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であつて、第九十八条第一項の規定により第二章第一節から第四節まで、第四章及び第五章の規定に基づく事務(同条において「景観行政事務」という。)を処理する市町村の区域にあつては、当該市町村をいう。

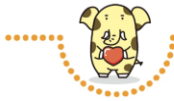
（景観計画）

第八条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地(水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。)の区域について、良好な景観の形成に関する計画(以下「景観計画」という。)を定めることができる。

- 一 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
- 二 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域
- 三 地域間の交流の拠点となる土地の区域であつて、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの
- 四 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であつて、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの
- 五 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 景観計画の区域(以下「景観計画区域」という。)
- 二 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 三 第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の景観重要樹木の指定の方針(当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。)
- 四 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの
  - イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
  - ロ 当該景観計画区域内の道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)による河川、都市公園法(昭和三十一年法律第七十



九号)による都市公園、津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)による津波防護施設、海岸保全区域等(海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条第三項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。)に係る海岸、港湾法(昭和三十五年法律第二百十八号)による港湾、漁港漁場整備法(昭和三十五年法律第三百七十七号)による漁港、自然公園法による公園事業(国又は同法第十条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。)に係る施設その他政令で定める公共施設(以下「特定公共施設」と総称する。)であって、良好な景観の形成に重要なもの(以下「景観重要公共施設」という。)の整備に関する事項

ハ 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であって、良好な景観の形成に必要なもの

- (1) 道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の基準
- (2) 河川法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項(これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。)の許可の基準
- (3) 都市公園法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可の基準
- (4) 津波防災地域づくりに関する法律第二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可の基準
- (5) 海岸法第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の許可の基準
- (6) 港湾法第三十七条第一項の許可の基準
- (7) 漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可の基準

ニ 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

ホ 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可(政令で定める行為に係るものに限る。)の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの(当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。)

3 前項各号に掲げるもののほか、景観計画においては、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を定めるよう努めるものとする。

4 第二項第二号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い、次に掲げるものを定めなければならない。

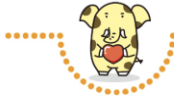
一 第十六条第一項第四号の条例で同項の届出を要する行為を定める必要があるときは、当該条例で定めるべき行為

二 次に掲げる制限であって、第十六条第三項若しくは第六項又は第十七条第一項の規定による規制又は措置の基準として必要なもの

イ 建築物又は工作物(建築物を除く。以下同じ。)の形態又は色彩その他の意匠(以下「形態意匠」という。)の制限

ロ 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度

ハ 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度



ニ その他第十六条第一項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限  
(届出及び勧告等)

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令(第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。)で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建築等」という。)

二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建設等」という。)

三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為

四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

4 前項の勧告は、第一項又は第二項の規定による届出のあつた日から三十日以内にしなければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があつた場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとりべき措置について協議を求めることができる。

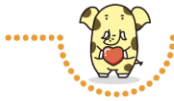
7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

一 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

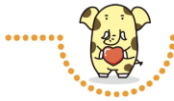
二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(中略)

(変更命令等)



- 第十七条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為(前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。)について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。
- 2 前項の処分は、前条第一項又は第二項の届出をした者に対しては、当該届出があった日から三十日以内に限り、することができる。
  - 3 第一項の処分は、前条第一項又は第二項の届出に係る建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠が政令で定める他の法令の規定により義務付けられたものであるときは、当該義務の履行に支障のないものでなければならない。
  - 4 景観行政団体の長は、前条第一項又は第二項の届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他第二項の期間内に第一項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、九十日を超えない範囲でその理由が存続する間、第二項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、前条第一項又は第二項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。
  - 5 景観行政団体の長は、第一項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。
  - 6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
  - 7 景観行政団体の長は、第一項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。



8 第六項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

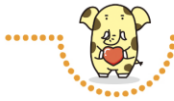
9 第七項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(行為の着手の制限)

第十八条 第十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日から三十日(特定届出対象行為について前条第四項の規定により同条第二項の期間が延長された場合にあっては、その延長された期間)を経過した後でなければ、当該届出に係る行為(根切り工事その他の政令で定める工事に係るものを除く。第百三条第四号において同じ。)に着手してはならない。ただし、特定届出対象行為について前条第一項の命令を受け、かつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。

2 景観行政団体の長は、第十六条第一項又は第二項の規定による届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項本文の期間を短縮することができる。





## 景観法施行令（抜粋）

（景観計画において条例で届出を要する行為を定めるものとする場合の基準）

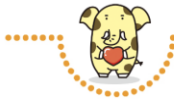
第四条 法第八条第四項第一号の届出を要する行為に係る同項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、当該景観計画区域における良好な景観の形成のため制限する必要があると認められるものを定めることとする。

- 一 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 二 木竹の植栽又は伐採
- 三 さんごの採取
- 四 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積
- 五 水面の埋立て又は干拓
- 六 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明（以下「特定照明」という。）
- 七 火入れ

（景観計画において建築物の形態意匠等の制限を定める場合の基準）

第五条 法第八条第四項第二号の制限に係る同項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 建築物の建築等（法第十六条第一項第一号に規定する建築等をいう。以下同じ。）又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）の建設等（同項第二号に規定する建設等をいう。以下同じ。）の制限は、次に掲げるものによること。
  - イ 建築物又は工作物の形態意匠の制限は、建築物又は工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように定めること。この場合において、当該制限は、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではないように定めること。
  - ロ 建築物若しくは工作物の高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面の位置の制限若しくは建築物の敷地面積の最低限度は、建築物又は工作物の高さ、位置及び規模が一体として地域の特性にふさわしいものとなるように定めること。
- 二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為（以下単に「開発行為」という。）の制限は、開発行為後の地貌が地域の景観と著しく不調和とならないように、切土若しくは盛土によって生じる法（のり）の高さの最高限度、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度について定めること。



三 法第十六条第一項第四号に掲げる行為の制限は、当該行為後の状況が地域の景観と著しく不調和とならないように、制限する行為ごとに必要な行為の方法又は態様について定めること。

(届出を要しない景観計画区域内における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第八条 法第十六条第七項第一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等

二 仮設の工作物の建設等

三 次に掲げる木竹の伐採

イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

ニ 仮植した木竹の伐採

ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1) 建築物の建築

(2) 工作物(当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。)の建設等

(3) 木竹の伐採

(4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆(たい)積(国土交通省令で定める高さのものを除く。)

(5) 特定照明

ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1) 建築物の建築等

(2) 高さが一・五メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等

(3) 用排水施設(幅員が二メートル以下の用排水路を除く。)又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置

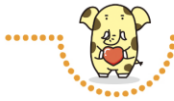
(4) 土地の開墾

(5) 森林の皆伐

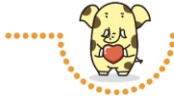
(6) 水面の埋立て又は干拓

(届出を要しないその他の行為)

第十条 法第十六条第七項第十一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。



- 一 景観計画に定められた開発行為又は第二十一条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第七十三条第一項又は第七十五条第二項の規定に基づく条例で第二十二条第三号イ又はロ(第二十四条において準用する場合を含む。)の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
  - 二 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第七十五条第一項の規定に基づく条例で第二十三条第一項第一号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等
  - 三 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第四十三条第一項若しくは第二百五条第一項の許可若しくは同法第八十一条第一項の届出に係る行為、同法第六十七条第一項の通知に係る同項第六号の行為若しくは同法第六十八条第一項の同意に係る同項第一号の行為又は文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号)第四条第二項の許可若しくは同条第五項の協議に係る行為
  - 四 屋外広告物法(昭和二十四年法律第八十九号)第四条又は第五条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置  
(条例で地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠について制限を行う場合の基準)
- 第二十五条 法第七十六条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 建築物又は工作物の形態意匠の制限は、建築物又は工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように行うこと。
  - 二 地区計画等形態意匠条例には、次に掲げる法第七十六条第一項の制限の適用の除外に関する規定を定めること。
    - イ 第十一条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠に係るものに基づく当該建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠についての適用の除外に関する規定
      - (1) 道路法第四十五条第二項及び第三項
      - (2) 道路交通法第四条第四項及び第五項、第六条第五項並びに第十四条の七
    - ロ 法第六十九条の規定の例による建築物又は工作物についての適用の除外に関する規定



## 景観法施行規則（抜粋）

（景観計画区域内における行為の届出）

第一条 景観法(以下「法」という。)第十六条第一項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

（届出が必要な事項）

第二条 法第十六条第一項の国土交通省令で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。)並びに行為の完了予定日とする。

（変更の届出）

第三条 法第十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が同条第七項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

（物干場その他の工作物）

第四条 景観法施行令(以下「令」という。)第八条第四号ロ(2)の国土交通省令で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- 一 道路(私道を除く。以下同じ。)から容易に望見されることのない物干場その他の工作物
- 二 消火設備

（物件の堆(たい)積の高さ）

第五条 令第八条第四号ロ(4)の国土交通省令で定める高さは、一・五メートル以下とする。



## 新座市景観条例（抜粋）

（景観計画の変更）

第7条 市長は、景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ新座市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（事前協議）

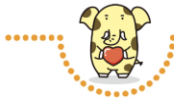
第8条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出（一戸建ての住宅に係るものを除く。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ当該届出に係る行為の計画について市長と協議しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第16条第2項の規定による届出をしようとする場合において、当該届出に係る行為の計画が規則で定める基準に適合することが明らかであるときは、前項に規定する協議を省略することができる。

（届出の対象とならない行為）

第9条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次のとおりとする。

- (1) 高さが15メートル以下であり、かつ、建築面積が1,000平方メートル以下である建築物（増築又は改築後において、高さが15メートルを超え、又は建築面積が1,000平方メートルを超えるものを除く。）で、次のいずれかに該当するもの
  - ア 新築（新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例（平成14年新座市条例第30号）第2条第2項第1号に規定する開発行為を行う区域における住宅又は敷地面積（複数の建築物を建築する事業を行う場合にあっては、当該事業を行う区域の全体の面積をいう。イにおいて同じ。）が500平方メートル以上の住宅に係るものを除く。）
  - イ 増築、改築又は移転（敷地面積が500平方メートル以上の住宅に係るものを除く。）
  - ウ 外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更
- (2) 高さが15メートルを超え、又は建築面積が1,000平方メートルを超える建築物の外観のうち各立面の面積の5分の1以下を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項又は第2項に規定する工作物（以下「特定工作物」という。）以外の工作物の新設、増築、改築又は移転
- (4) 特定工作物の増築又は移転
- (5) 特定工作物の外観の総面積の5分の1以下を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更
- (6) 法第16条第1項第3号に規定する行為
- (7) 新座市屋外広告物条例（平成22年新座市条例第17号）第6条の規定による許可を受けた掲出物件の設置又は同条例第7条の規定による変更等の許可を受けた掲出物件の変更若しくは改造



- 2 前項第2号及び第5号に規定する行為が、景観計画で定める平林寺・野火止用水周辺ゾーンにおけるものである場合においては、同項第2号及び第5号中「5分の1」とあるのは、「10分の1」と読み替えるものとする。

(届出の対象とならない行為の景観計画への適合等)

第10条 法第16条第7項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に係る法第8条第4項第2号に規定する規制又は措置の基準に適合するよう努めなければならない。

- 2 市長は、景観形成を図るため必要があると認めるときは、当該行為をする者に対し、前項に規定する基準に適合するよう指導又は助言をすることができる。

特定届出対象行為)

第11条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、次のとおりとする。

- (1) 高さが15メートルを超え、又は建築面積が1,000平方メートルを超える建築物(増築又は改築後において、高さが15メートルを超え、又は建築面積が1,000平方メートルを超えるものを含む。)の新築、増築、改築又は移転
  - (2) 高さが15メートルを超え、又は建築面積が1,000平方メートルを超える建築物の外観のうち各立面の面積の5分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更
  - (3) 特定工作物(新座市屋外広告物条例第6条の規定による許可を受けた掲出物件を除く。)の新設又は改築
- 2 前項第2号に規定する行為が、景観計画で定める平林寺・野火止用水周辺ゾーンにおけるものである場合においては、同号中「5分の1」とあるのは、「10分の1」と読み替えるものとする。

(勧告及び命令)

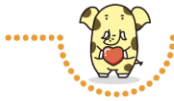
第12条 市長は、法第16条第3項又は法第17条第1項若しくは第5項の規定に基づき、これらの規定による勧告又は命令をすることができる。

- 2 市長は、前項に規定する勧告又は命令をしようとする場合において必要があると認めるときは、新座市景観審議会の意見を聴くものとする。

(公表)

第13条 市長は、前条の規定による勧告又は命令を受けた者が当該勧告又は命令に従わないときは、当該勧告又は命令を受けた者に対し、意見を述べる等の機会を与えた上で、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ新座市景観審議会の意見を聴くものとする。



## 新座市景観条例施行規則（抜粋）

（景観計画区域内における行為の届出等）

第2条 法第16条第1項の規定による届出は、新座市景観計画区域内における行為の届出書によるものとする。

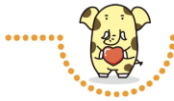
2 法第16条第2項の規定による届出は、新座市景観計画区域内における行為の変更届出書によるものとする。

（事前協議）

第3条 条例第8条第1項の規定による協議の申請は、法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出をしようとする日又は当該届出の対象となる行為その他これに関連する行為に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請をしようとする日のいずれか早い日の15日前までに、新座市景観計画区域内における行為の事前協議申請書により行うものとする

2 条例第8条第2項に規定する規則で定める基準は、景観計画に係る景観形成基準及び色彩基準とする。

3 市長は、条例第8条第1項の規定による協議が終了したときは、新座市景観計画区域内における行為の事前協議終了通知書により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。



## 屋外広告物法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置を行う営業をいう。

（広告物の表示等の禁止）

第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区

二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第百九条第一項若しくは第二項又は第百十条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第百四十三条第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域

三 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項第十一号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域

四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの

五 公園、緑地、古墳又は墓地

六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

一 橋りょう

二 街路樹及び路傍樹

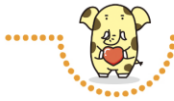
三 銅像及び記念碑

四 景観法(平成十六年法律第百十号)第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

五 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。





(広告物の表示等の制限)

第四条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置(前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。)について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

(広告物の表示の方法等の基準)

第五条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物(第三条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。)の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件(同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。)の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

(景観計画との関係)

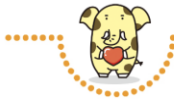
第六条 景観法第八条第一項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体(同法第七条第一項の景観行政団体をいう。以下同じ。)の前三条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

(違反に対する措置)

第七条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第三条から第六条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。



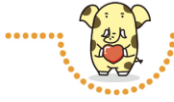
4 都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例(以下この項において「条例」という。)に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等(容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。)、広告旗(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。)又は立看板等(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第一号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

二 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。

(景観行政団体である市町村の特例等)

第二十八条 都道府県は、地方自治法第二百五十二条の十七の二の規定によるもののほか、第三条から第五条まで、第七条又は第八条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第七条第一項に規定する認定市町村である市町村又は都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に同条第二項第五号に掲げる事項を記載した市町村(いずれも指定都市及び中核市を除く。)が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。



## 埼玉県屋外広告物条例(抜粋)

(定義)

第二条 この条例において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(禁止地域等)

第四条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- 一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、風致地区、特別緑地保全地区又は生産緑地地区(知事が指定する区域を除く。)
- 二 市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)第二条第二項に規定する市民農園の区域(知事が指定する区域を除く。)
- 三 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物及びその建造物に接する百メートル以内の地域並びに同法第百九条第一項若しくは第二項又は第百十條第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- 四 埼玉県文化財保護条例(昭和三十年埼玉県条例第四十六号)第五条第一項又は第二十六条第一項の規定により指定された建造物及びその建造物に接する百メートル以内の地域並びに同条例第三十一条の規定により指定された地域

(中略)

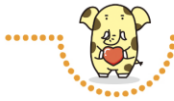
(適用除外)

第七条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第四条から前条まで及び第十三条の三の規定は、適用しない。

- 一 法令の規定により表示する広告物又はこれを掲出する物件
- 二 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件
- 三 国又は地方公共団体が公共的目的をもつて表示する広告物又はこれを掲出する物件(第十三条の二の規則で定めるものを除く。)

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第四条及び前条の規定は、適用しない。

- 一 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
- 二 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの



- 三 冠婚葬祭、祭礼又は知事が指定する行事のため、一時的に表示する広告物又はこれを掲出する物件
- 四 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示する広告物又はこれを掲出する物件
- 五 自動車に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- 六 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)に基づく登録を受けた自動車でその使用の本拠の位置が次に掲げる地方公共団体の区域内に存するものに表示される広告物であつて、当該地方公共団体の屋外広告物に関する条例の規定に従つて表示されるもの
  - イ 他の都道府県の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)並びに法第二十八条の例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域を除く。)
  - ロ 指定都市の区域
  - ハ 中核市の区域
  - ニ 法第二十八条の条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域
- 七 人、動物若しくは車両(自動車を除く。)又は船舶に表示される広告物
- 八 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示する広告物
- 九 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの



## 新座市屋外広告物条例（抜粋）

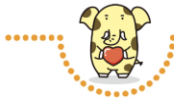
（定義）

第2条 この条例における用語の定義は、法の例による。

（禁止地域等）

第4条 次に掲げる地域又は場所（以下「禁止地域等」という。）においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域のうち市長が指定する区域並びに同法第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、風致地区、特別緑地保全地区及び生産緑地
- (2) 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第2条第2項に規定する市民農園の区域（市長が指定する区域を除く。）
- (3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその建造物に接する100メートル以内の地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- (4) 埼玉県文化財保護条例(昭和30年埼玉県条例第46号)第5条第1項又は第26条第1項の規定により指定された建造物及びその建造物に接する100メートル以内の地域並びに同条例第31条の規定により指定された地域
- (5) 新座市文化財保護条例(昭和39年新座市条例第14号)第6条第1項の規定により、市指定有形文化財又は市指定民俗文化財に指定された建造物及びその建造物に接する100メートル以内の地域(市街化区域を除く。)並びに市指定史跡、市指定名勝又は市指定天然記念物に指定された地域
- (6) 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第3条の規定により指定された近郊緑地保全区域及び同法第5条の規定により定められた近郊緑地特別保全地区
- (7) 高速自動車国道の全区間並びに道路(高速自動車国道を除く。)及び鉄道の市長が指定する区間
- (8) 道路又は鉄道から展望することができる地域で、市長が指定する区域
- (9) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園その他規則で定める公園等
- (10) 河川及びその付近の地域で、市長が指定する区域
- (11) 野火止用水の付近の地域で、市長が指定する区域
- (12) 駅前広場及びその付近の地域で、市長が指定する区域
- (13) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、公衆便所の建造物及びその敷地
- (14) 博物館、美術館及び病院の建造物並びにその敷地で、規則で定めるもの
- (15) 古墳及び墓地並びにこれらの周囲の地域で市長が指定する区域



(16) 社寺、教会及び火葬場の建造物並びにその境域  
(禁止物件)

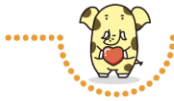
第5条 次に掲げる物件に広告物(第7号に掲げるものについては、はり紙、はり札、広告旗(これを支える台を除く。以下同じ。)又は立看板に限る。)を表示し、又は掲出物件(第7号に掲げるものについては、はり紙、はり札、広告旗又は立看板に係る掲出物件に限る。)を設置してはならない。

- (1) 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 石垣及び擁壁
- (3) 街路樹及び路傍樹
- (4) 記念碑及び形像
- (5) 郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス及び路上変電塔
- (6) 電柱、街灯柱その他これらに類するもの(次号及び第15条第4項第3号において「電柱等」という。)で市長が指定するもの
- (7) 前号に掲げるもの以外の電柱等であって、市長が指定する道路及びこれに面する場所に存するもの
- (8) 信号機、道路標識、歩道柵(さく)、駒止(こまどめ)及び里程標
- (9) 火の見やぐら
- (10) 送電塔、送受信塔、照明塔及び展望塔
- (11) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンク

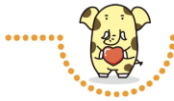
(適用除外)

第15条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条から第6条までの規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示する広告物又はこれを掲出する物件
  - (2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件
  - (3) 国又は地方公共団体が公共的な目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件(次条の規則で定めるものを除く。)
- 2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条及び第6条の規定は、適用しない。
- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
  - (3) 冠婚葬祭、祭礼又は市長が指定する行事のため、一時的に表示する広告物又はこれを掲出する物件



- (4) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれを掲出する物件
  - (5) 自動車(次号に掲げるものを除く。)に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
  - (6) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定に基づく登録及び検査を受けた自動車のうち、使用の本拠の位置が本市の区域外にあるものに表示される広告物であって、当該使用の本拠の位置の属する地方公共団体において適用される広告物に関する条例の規定に従って表示されるもの
  - (7) 人、動物若しくは車両(自動車を除く。)又は船舶に表示される広告物
  - (8) 地方公共団体が設置する掲示板に、当該地方公共団体の許可又は承諾を得て表示するもの
  - (9) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- 3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第5条の規定(同条第7号の規定を除く。)は、適用しない。
- (1) 第5条第2号、第10号又は第11号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの又はこれを掲出する物件
  - (2) 前号に掲げるもののほか、第5条各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、第5条第11号に掲げる物件に表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- 4 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第5条第7号の規定は、適用しない。
- (1) 政治、労働、宗教、社会教育、社会福祉等の営利を目的としない活動のために表示されるはり紙、はり札、広告旗若しくは立看板又はこれらを掲出する物件
  - (2) 冠婚葬祭、祭礼又は市長が指定する行事のために一時的に表示されるはり紙、はり札、広告旗若しくは立看板又はこれらを掲出する物件
  - (3) 電柱等の所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示するはり紙、はり札、広告旗若しくは立看板又はこれらを掲出する物件
- 5 第11条の規定は、前各項の規定により禁止地域等又は許可地域において広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者について準用する。この場合において、同条中「設置者及び第6条第2項第2号の規定により置かれた広告物又は掲出物件を管理する者(第13条において「管理者」という。)」とあるのは、「第15条第1項から第4項までの規定により禁止地域等又は許可地域において広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者」とする。

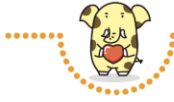


- 6 次に掲げる広告物又は掲出物件で、規則で定めるところにより市長の許可を受けたものについては、第4条の規定は、適用しない。
- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、第2項第1号に掲げるもの以外のもの
  - (2) 道標、案内図板その他公共的な目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらを掲出する物件
- 7 第6条第2項から第5項まで及び第7条から第13条までの規定は、前項の許可について準用する。
- 8 公益上必要な施設又は物件に、規則で定める基準に適合する寄贈者名等を表示する広告物又はこれを掲出する物件については、第4条から第6条までの規定は、適用しない。
- 9 政治、労働、宗教、社会教育、社会福祉等の営利を目的としない活動のために表示され、かつ、表示の期間が15日を超えないはり紙、はり札、広告旗若しくは立看板で、規則で定める基準に適合するもの又はこれらを掲出する物件については、第6条の規定は、適用しない。

(経過措置)

- 第17条 第4条又は第5条の規定による指定(以下この条において「指定」という。)がされた際現に当該指定がされた地域若しくは場所又は物件に表示されている広告物又は設置されている掲出物件のうち、当該指定の日(以下この項において「指定日」という。)の前日においてこの条例の規定に従い表示されていた広告物又は設置されていた掲出物件(同日においてこの条例の規定による許可を受けていた広告物又は掲出物件(次項において「旧許可物件」という。))を除く。)であって、指定日以後表示できないこととなる広告物又は設置できないこととなる掲出物件(以下この項において「既存不適格物件」という。)については、指定日から10年間(当該既存不適格物件に、第7条第1項に規定する変更又は改造の程度に相当する程度の変更又は改造を加えようとするときは、当該変更又は改造を加えるまでの間)は、第4条及び第5条の規定のうち当該指定に係る部分は、適用しない。
- 2 指定がされた際現に当該指定がされた地域若しくは場所又は物件に表示し、又は設置されている旧許可物件であって、指定日以後この条例の規定による許可の基準に適合しないこととなる広告物又は掲出物件(以下この項において「既存不適格物件」という。)については、指定日から10年間(当該既存不適格物件に、第7条第1項に規定する変更又は改造の程度に相当する程度の変更又は改造を加えようとするときは、当該変更又は改造を加えるまでの間)は、当該指定がなかったものとしてこの条例の規定を適用する。この場合において、既存不適格物件に係る第8条第2項の規定により準用する第6条第4項の規定の適用については、同項中「3年」とあるのは、「3年(当該3年を経過する日が指定日から10年を経過する日を超える場合にあっては、当該指定日から10年を経過する日までの期間)」とする。





## 新座市屋外広告物条例施行規則（抜粋）

（禁止地域）

第3条 条例第4条第9号の規則で定める公園等は、次に掲げるものとする。

- (1) 新座市立児童遊園条例(昭和59年新座市条例第8号)に基づく児童遊園
  - (2) 新座市みどりのまちづくり条例(平成3年新座市条例第3号)第14条第2項に規定する市民憩いの森
  - (3) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園及び第1号の児童遊園以外の公園等
  - (4) 保全緑地として市長が指定する緑地
- 2 条例第4条第14号の規則で定める博物館、美術館及び病院の建造物並びにその敷地は、当該博物館、美術館又は病院のそれぞれの用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の博物館、美術館及び病院の建造物並びにその敷地とする。

（許可地域の許可基準）

第5条 条例第6条第2項第1号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 同系統の中間色を使用することにより色調を整えてあること
- (2) 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと。
- (3) 裏面及び側面が本市の良好な景観を損なわないものであること。
- (4) 道路上に突き出している部分の光源が点滅していないこと。
- (5) 広告物のうち広告の内容を表示する部分以外の部分又は掲出物件に係る色彩が次に掲げるものであること。

ア マンセル値(日本産業規格Z8721に定める色の三属性(色相、明度及び彩度をいう。)を尺度化して表示する方法における当該尺度をいう。以下同じ。)による色相がGY、G、BG、B、PB、P又はRPである色彩については、彩度3以下のものであること。

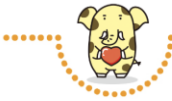
イ アに掲げる色相以外の色彩については、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げるものであること。

- (6) 別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める基準に適合していること。

（適用除外の基準）

第14条 条例第15条第2項第1号の規則で定める基準は、第5条第1号から第5号までに掲げる基準(以下「共通基準」という。)並びに別表第4の自家広告物を表示する地域欄に掲げる地域ごとに、同表の自家広告物の種類欄に掲げる区分に応じ、同表の基準欄及び色彩の基準欄に定める基準のとおりとする。

- 2 条例第15条第2項第2号の規則で定める基準は、共通基準及び広告物又は掲出物件の広告物を掲出する部分の面積(以下「表示面積」という。)が2平方メートル以下であることとする。



- 3 条例第15条第2項第5号の規則で定める基準は、共通基準及び別表第5の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める基準のとおりとする。
- 4 条例第15条第2項第9号の規則で定める基準は、共通基準及び次に掲げる基準のとおりとする。
  - (1) 工事の期間中に限り表示するものであること。
  - (2) 空、動物、植物、風景その他本市の良好な景観に調和したものを描写した絵画又はこれらを被写体とした写真であること。
  - (3) 広告物(工事に係る設計者、施工者、監理者等の氏名、名称、店名又は商標を表示するものに限る。)の面積が表示方向から見た面における板塀その他これに類する仮囲いの面積の20分の1以下であること。
- 5 条例第15条第3項第1号の規則で定める基準は、共通基準及び次の各号に掲げる物件の区分に応じ、当該各号に定める基準のとおりとする。
  - (1) 石垣又は擁壁を利用する広告物又は掲出物件 表示面積が5平方メートル以下であること。
  - (2) 送電塔、送受信塔、照明塔、展望塔、煙突又はガスタンク、水道タンクその他のタンクを利用する広告物又は掲出物件 表示面積が15平方メートル以下であること。
- 6 条例第15条第3項第3号の規則で定める基準は、共通基準及び第4項第2号に掲げる基準のとおりとする。
- 7 条例第15条第8項の規則で定める基準は、共通基準及び広告物又は掲出物件の広告物を掲出しようとする部分の面積が表示方向から見た面における公益上必要な施設又は物件の面積の20分の1(0.5平方メートルを限度とする。)であることとする。
- 8 条例第15条第9項の規則で定める基準は、共通基準及び別表第6の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める基準のとおりとする。

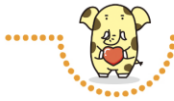
## 別表第1(第5条関係)

用途地域等	色彩の基準
市街化調整区域(市長が指定する区域を除く。)、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域及び工業地域	(1) 色相がR又はYRである場合 彩度5以下 (2) 色相がYである場合 彩度4以下
近隣商業地域及び商業地域	色相がR、YR又はYである場合 彩度6以下

備考 2以上の用途地域等にわたって設置される掲出物件(広告物のうち広告の内容を表示する部分以外の部分を含む。以下この表において同じ。)については、当該掲出物件の地盤面に対する水平投影面積の過半が属する用途地域等の基準によることとする。ただし、当該掲出物



件の地盤面に対する水平投影面積の過半が属する用途地域等が存しない場合は、市長が別に定める基準によることとする。



## 参考文献

### 新座市史等

埼玉県新座市教育委員会

1972 『郷土史新座』

新座市教育委員会市史編さん室

1984 『新座市史』 第1巻自然・原始古代中世資料編

1985 『新座市史』 第2巻近世資料編

1985 『新座市史』 第3巻近代・現代資料編

1986 『新座市史』 第4巻民俗編

1987 『新座市史』 第5巻通史編

新座市史編さん室

1982 『新座の金石文』 新座市史調査報告書四

1984 『野火止台地の地下水系統』 新座市史調査報告書8

1985 『新座市の民家』 新座市史調査報告書10

1985 『地誌』 新座市史調査報告書十一

### 復原整備事業・清流対策事業等

後藤 繁

1991 『野火止用水沿いの植生調査報告』

巢瀬 司

1996 『野火止用水沿いの動植物概況調査報告』

田島 輝臣

1974 「野火止用水周辺の植物」 『野火止用水文化財調査報告書』 野火止用水文化財調査団  
新座市

1988 『野火止用水清流対策事業報告書～よみがえる野火止用水～』

新座市建設部

1984 『野火止用水清流対策調査報告書』

新座市、新座市教育委員会

1995 『野火止用水管理・活用計画 ～野火止用水のあるまちづくり～』

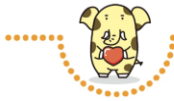
### 講座・記録・報告等

新座市遺跡調査会

1989 『埼玉県指定史跡「野火止用水」本流発掘調査報告書』

1993 『埼玉県指定史跡「野火止用水」平林寺堀第1地点発掘調査報告書』

2003 『埼玉県新座市埼玉県指定史跡野火止用水本流第2地点発掘調査報告書』



## 新座市教育委員会

- 1987『野火止用水講座記録集』新座市立歴史民俗資料館事業経過報告(別冊)  
2006『文化的景観保存活用調査等業務委託報告書』  
2007『文化的景観保存活用調査その2報告書』  
2012『野火止用水文化的景観保存管理計画』  
2015『埼玉県指定史跡「野火止用水」本流第3地点発掘調査報告書』新座市埋蔵文化財  
調査報告第32集

## 新座市教育委員会、特定非営利活動法人地域自然情報ネットワーク

- 2011『野火止用水文化的景観保護推進事業 野火止用水自然環境調査及び  
平林寺林泉境内調査』

## 新座市教育委員会生涯学習課

- 1995『野火止用水シンポジウム(記録集)』  
1997『ふるさと座談会「私と野火止用水」』野火止用水管理・活用計画実施事業記録集  
1998『文化財フォーラム ～用水端の集い～ =地域に広げよう文化財ボランティア=』

## 新座市立歴史民俗資料館

- 1991『水利用の生活と技術 水車(II)』  
1992『水利用の生活と技術 水車(資料集)』  
1993『水利用の生活と技術 水車(I)』

## その他の主な参考文献

## 小泉武栄、伊東敦子

- 2011「玉川上水における法面の非対象とその成因」『地形』第32巻第1号 pp. 1-14

## 佐藤力、大塚生美、趙賢一、小泉武栄

- 2003「東京都玉川上水の水路法面崩落と樹木管理に関する研究」  
『環境情報科学論文集』17 pp. 13-16

## 高浜虚子

- 1969『武蔵野探勝』興英文化社

## 東京市

- 1919『東京市史稿 上水篇』第1巻  
1923『東京市史稿 上水篇』第2巻  
1923『東京市史稿 上水篇』第3巻  
1954『東京市史稿 上水篇』第4巻

## 東京都水道局

- 2007『史跡玉川上水保存管理計画書』  
2009『史跡玉川上水整備活用計画』



根岸茂夫

1987 「近世前期川越藩の新田開発 一武蔵の新座郡野火止新田を中心に」 『国史学』  
第133号 国史学会 pp. 1-36

平林寺

1987 『平林寺史』 博文館

松永安左エ門

1938 「薬師堂裏の俄湖水」 『松泉会記録』 第3篇（松藤秀雄・編）

埼玉県指定史跡 野火止用水保存活用計画

令和5年3月策定

編集・発行 新座市教育委員会

〒352-8623

埼玉県新座市野火止一丁目1番1号  
048-477-1111（代表）